

2016年12月6日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第433号）

中国人民銀行、 人民元国外貸付管理を強化 所有者権益の30%を上限に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は、2016年11月26日付で『国内企業の人民元国外貸付業務の関連事項をさらに明確にすることについての通達』（銀発[2016]306号、以下『306号通達』という）を公布しました。人民元の国外貸付は今後、取り扱う前に所在地の外貨管理部門にて届出を行うことで管理を強化し、国外貸付の上限も直近1期の監査を経た所有者権益の30%としました。『306号通達』は、配布の日から施行されています。

□ 人民元・外貨の国外貸付管理を一本化

人民元の国外貸付は、中国人民銀行が2013年7月に公布した『クロスボーダー人民元業務フロー簡素化および関連政策の完善化についての通達』（銀発[2013]168号）¹により、銀行に直接申請して取り扱うことができるようになりましたが、その貸付上限については明確に規定されていませんでした。これに対し、外貨の国外貸付については、国家外貨管理局により2014年1月に公布された『資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2014]2号）²によって、累計国外貸付額を所有者権益の30%とする、という上限が設定されています。このように、人民元と外貨の国外貸付の管理には温度差があり、特に資本流出に対する規制が強化されている現在、人民元の国外貸付は流出の抜け道となる可能性が高まるという懸念により、今回の『306号通達』で人民元・外貨の国外貸付管理を一本化したと考えられます。

¹ 『クロスボーダー人民元業務フロー簡素化および関連政策の完善化についての通達』については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第272号をご参照ください。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0276-XF-0105.pdf>

² 『資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第301号をご参照ください。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0305-XF-0105.pdf>

□ 所有者權益に基づき人民元・外貨国外貸付の上限額を計算

『306号通達』は、人民元の国外貸付を行う企業に対し、登録・設立して1年以上で、借入企業と持分関係を有しなければならない（第3条）とし、貸付企業は所在地の外貨管理部門で届出をした上、国外貸付残高の上限内で貸付を行わなければならない（第2条）としています。貸付企業は国外貸付人民元専用口座を開設し、貸付の回収はこの人民元専用口座を経由しなければならない、還流金額は貸付金額および利息、国内所得税、関連費用等の合理的収入の合計を超えてはならないとしています（第9条）。

貸付企業には人民元・外貨国外貸付の残高上限を一本化したマクロプルーデンス管理が実行され、その計算式は、

企業の国外貸付残高上限 = 直近1期の監査を経た所有者權益 × 0.3（マクロプルーデンス調節係数）

企業の国外貸付残高 = ∑ 国外貸付残高 + ∑ 前倒し返済額 × (1 + 前倒し返済日数 / 契約約定日数) + ∑ 外貨国外貸付残高 × 0（通貨転換因数）

となり、前倒し返済額は5年ごとにゼロにリセットし、マクロプルーデンス調節係数および通貨転換因数は人民銀行が動的な調整を行うとしています（第5条）。

短期間で頻繁に国外貸付を行う企業に対しては、取扱銀行が関連状況の説明を要求し、いったん違法行為があることを発見した場合、直ちに新たな国外貸付業務の取扱を停止しなければならないとしています。また、現在の国外貸付残高が政策調整後の残高の上限を超えた企業に対して取扱銀行は、そのための国外貸付業務の取扱を一時停止するとしています（第5条）。

さらに、個人の資金を利用して国外貸付を行ってはならず、債務融資を利用して国外貸付をしてはならないとも明記しています（第6条）。

国外貸付の利率は商業原則に合致し、合理的な範囲内で協議して確定し、ゼロを上回らなければならないと規定しています。貸付期限は原則として6カ月から5年以内とし、5年を超える（5年を含む）場合は現地の人民銀行分支機構に報告して届出を行わなければなりません（第7条）。

借入企業が期限を超えても返済しない、かつ貸付人が説明することを拒否した、もしくは説明の合理性が欠乏する場合、取扱銀行はそれに対して新たな国外貸付業務の取扱を一時停止したうえ、遅滞なく現地の人民銀行分支機構に関連状況を報告しなければならないとし、国外貸付はロールオーバーすることができるが、原則として、同一国外人民元貸付のロールオーバーは1回を超えてはならないと規定しています（第8条）。

*

『306号通達』の詳細は、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中国人民銀行
銀発[2016]306号

国内企業の人民元国外貸付業務の関連事項をさらに明確にすることについての通達

中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、各副省級都市中心支行；
国家開発銀行、各政策性銀行・国有商業銀国・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：

国内企業の人民元国外貸付業務をさらに規範化し、国外貸付クロスボーダー人民元の決済を秩序立てて展開することを誘導するため、ここに国内企業の人民元国外貸付の業務フローおよび関連政策事項について以下のように通知する。

- 1、本通達という人民元国外貸付業務とは、国内企業（以下「貸付人」という）が決済銀行（以下「取扱銀行」という）を通じて人民元資金を国外企業（以下「借入人」という）もしくは企業グループのファイナンス・カンパニーを経由して委託貸付の方式で決済銀行を通じて人民元資金を国外企業に貸し付ける行為を指す。
本通達という国内企業とは、中華人民共和国国内（香港、マカオおよび台湾地区を含まず）において登録・設立した非金融企業を指す。
- 2、取扱銀行は貸付人に人民元国外貸付業務を取り扱う前に所在地の外貨管理部門にて登記を行うことを要求し、企業の国外貸付残高の上限内でそのために業務を取り扱わなければならない。
- 3、貸付人は登録・設立して1年以上で、借入人との間に持分関連関係を有しなければならない。
- 4、取扱銀行は厳格に国外借入人の経営規模が借入規模と相応しているかどうか、および国外借入資金の実際の用途を審査し、国外貸付の資金用途の真実性および合理性を確保しなければならない。
- 5、国内企業の人民元国外貸付業務に対して人民元・外貨一体化のマクロプルーデンス管理を実行する。

企業の国外貸付残高上限＝直近1期の監査を経た所有者権益×マクロプルーデンス調節係数
企業の国外貸付残高＝ Σ 国外貸付残高＋ Σ 前倒し返済額× $(1 + \text{前倒し返済日数}/\text{契約約定日数})$
＋ Σ 外貨国外貸付残高×通貨転換因数

5年ごとに前倒し返済額が占める限度額をゼロにリセットする。

そのうち、マクロプルーデンス調節係数は0.3とし、通貨転換因数を0とする。人民銀行はマクロ経済状況およびクロスボーダー資金の流動状況に基づき、マクロプルーデンス調節係数および通貨転換因数に対して動的な調整を行う。取扱銀行および貸付人は限度額のコントロールを適切に遂行し、いかなる時点においても貸付残高がその上限を超えないことを確保しなければなら

ない。

短期間で頻繁に発生する国外貸付業務に対し、取扱銀行は貸付人に関連状況の説明の提供を要求し、いったん違法行為があることを発見した場合、直ちにそのための新たな国外貸付業務の取扱を停止しなければならない。現在の国外貸付残高が政策調整後の残高の上限を超えた貸付人に対し、取扱銀行はそのための国外貸付業務の取扱を一時停止しなければならない。

- 6、 貸付人は個人の資金を利用して借入人に対して国外貸付を行ってはならず、自身の債務融資を利用して国外貸付のために資金源を提供してはならない。
- 7、 貸付人の国外貸付の利率は商業原則に合致し合理的な範囲内で協議して確定しなければならない。ただし、ゼロを上回らなければならない。貸付期限は原則として6カ月から5年以内でなければならない。5年を超える（5年を含む）場合は当地の人民銀行分支機構に報告して届出を行わなければならない。
- 8、 取扱銀行は貸付人に遅滞なく貸付資金を回収することを注意喚起しなければならない。借入人が期限を超えても返済しない、かつ貸付人が説明することを拒否、もしくは説明の合理性が欠ける場合、取扱銀行はそのために新たな国外貸付業務の取扱を一時停止し、ならびに遅滞なく当地の人民銀行分支機構に関連状況を報告しなければならない。国外貸付はロールオーバーすることができるが、原則として同一国外人民元貸付のロールオーバーは1回を超えてはならない。
- 9、 貸付人は『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号発布）等の銀行決済口座管理規定に基づき人民元専用預金口座の開設を申請し、専門的に人民元国外貸付に用いなければならない。同時に、人民元国外貸付は貸付人の人民元専用預金口座を経由して回収し、かつ還流金額は貸付金額および利息、国内所得税、関連費用等の合理的収入の合計を超えてはならない。
- 10、 取扱銀行は人民元貸付業務の真実性及びコンプライアンス性の審査を適切に遂行し、着実にアンチ・マネーロンダリングおよびアンチ・テロ融資の義務を履行しなければならない。
- 11、 取扱銀行は着実に情報の報告・送付の職責を履行し、遅滞なく人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連口座情報、クロスボーダー収支情報、クロスボーダー融資情報を報告・送付し、かつ収支情報の取引追記に「国外貸付」の文字説明を添加しなければならない。
- 12、 人民銀行本部および分支機構は、本通達に基づき国内企業の人民元国外貸付業務に対して監督管理を実施しなければならない。
- 13、 本通達は印刷・配布の日から施行する。以前の規定が本通達と一致しない場合、本通達に基づき

執行する。

人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構は、本通達を管轄内の人民銀行分支機構、都市商業銀行、外資銀行およびその他のクロスボーダー人民元業務を取り扱う金融機関に転送すること。

中国人民銀行
2016年11月26日

(中国語原文)

中国人民银行
银发〔2016〕306号
关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，各副省级城市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为进一步规范境内企业人民币境外放款业务，引导境外放款跨境人民币结算有序开展，现就境内企业人民币境外放款业务流程和有关政策等事项通知如下：

- 一、 本通知所称人民币境外放款业务是指境内企业（以下简称放款人）通过结算银行（以下简称经办行）将人民币资金借贷给境外企业（以下简称借款人）或经企业集团财务公司以委托贷款的方式通过结算银行将人民币资金借贷给境外企业的行为。
本通知所称境内企业是指在中华人民共和国内（不含香港、澳门和台湾地区）注册成立的非金融企业。
- 二、 经办行应要求放款人在办理人民币境外放款业务前在所在地外汇管理部门进行登记，在企业境外放款余额上限内为其办理业务。
- 三、 放款人应注册成立1年以上，与借款人之间应具有股权关联关系。
- 四、 经办行需严格审核境外借款人的经营规模是否与借款规模相适应，以及境外借款资金的实际用途，确保境外放宽用途的真实性和合理性。
- 五、 对境内企业人民币境外放款业务实行本外币一体化的宏观审慎管理。
企业境外放款余额=∑境外放款余额+∑提前还款额*（1+提款前还款天数/合同约定天数）+∑外币境外放款余额*币种转换因子
每5年对提前还款所占额度进行清零。
其中，宏观审慎调节系数为0.3；币种转换因子为0。人民银行根据宏观经济形势和跨境资金流动情况对宏观审慎调节系数和币种转换因子进行动态调整。经办行和放款人应做好额度控制，确保任一时点放款余额不超过其上限。
对于短期频繁发生的境外放款业务，经办行应要求放款人提供相关情况说明，一旦发现有违规行为，立即停止为其办理新的境外放款业务。对于当前境外放款余额已超过政策调整后余额上限的放款人，经办行应暂停为其办理境外放款业务。

- 六、 放款人不得使用个人资金向借款人进行境外放款，不得利用自身债务融资为境外放款提供资金来源。
- 七、 放款人向境外放款的利率应符合商业原则，在合理范围内协商确定，但必须大于零。放款期限原则上应在 6 个月至 5 年内，超过 5 年（含 5 年）的应报当地人民银行分支机构进行备案。
- 八、 经办行应提醒放款人及时收回放款资金。出现借款人逾期未归还的，且放款人拒不作出说明或说明缺乏合理性的，经办行应暂停为其办理新的境外放款业务，并及时向当地人民银行分支机构报送相关情况。境外放款可以展期，但原则上同一笔境外人民币放款展期不超过一次。
- 九、 放款人应按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令（2003）第 5 号发布）等银行结算账户管理规定申请开立人民币专用存款账户，专门用于办理人民币境外放款业务。同时，人民币境外放款必须经由放款的人民币专用存款账户以人民币收回，且回流金额不得超过放款金额及利息、境内所得税、相关费用等合理收入之和。
- 十、 经办行应做好人民币境外放款业务真实性和合规性审核，切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。
- 十一、 经办行应认真履行信息报送职责，及时准确地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关账户信息、跨境收支信息、跨境信贷融资信息，并在收支信息的交易附言中添加“境外放款”字样说明。
- 十二、 人民银行总行及分支机构根据本通知对境内企业人民币境外放款业务实施监督管理。
- 十三、 本通知自引发之日起施行。以前规定与本通知不一致的，按本通知执行。

请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行分支机构，城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的金融机构。

中国人民银行
2016 年 11 月 26 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。